

中国電力との新たな財源協力協定締結までの経緯

○背景（～令和6年度）

- ・福島第一原子力発電所事故の深刻な影響が 10km よりも外で生じたことから、平成 24 年の原子力災害対策特別措置法等の改正により、原発 30km 圏内の周辺自治体も原子力災害対策を実施する責務が新たに発生。
- ・周辺地域は、防災・避難計画の策定や住民避難対策の実施など立地地域と同等の原子力防災対策を行わなければならなくなる一方で、国の電源立地交付金や核燃料税等の歳入が保障されている立地地域との間で原子力防災に係る財源格差が生じる。
- ・この格差を踏まえ、鳥取県は、平成 27 年度以降、中国電力から主に人件費について、原発関連業務に係る財源措置を受けている。

○鳥取県、米子市、境港市による中国電力への申入れ・中国電力からの回答（令和6年10月10日、12月19日、令和7年2月19日）

- ・鳥取県、米子市、境港市の連名で、中国電力に対して、10月10日に、複合災害時においても円滑な避難が実施できるよう継続的な財源措置等を講じることを、また 12 月 19 日に、立地自治体と同様の財源措置を行うことを求める申入れを実施。
- ・令和7年2月19日、中国電力から財源について協議を進める旨の回答を受ける。

○島根県への中国電力からの財源措置（令和7年3月、9月）

令和7年度から、島根県に対し、新たに人件費相当5億円、震災対策事業費相当5億円の合計10億円程度の財源措置が行われることが決定。

（3月4日に人件費に係る財源協定、9月8日に震災対策事業に係る財源協定を締結）

→ これにより、立地地域と周辺地域との財源格差が一層拡大

○政府が方針決定（令和7年8月29日）

政府が「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」（原発特措法）の対象地域を10キロ圏内から30キロ圏内（UPZ）に拡大する方針を決定。

○鳥取県、米子市、境港市による中国電力への申入れ（令和7年9月3日、11月6日）

鳥取県、米子市、境港市の連名で、中国電力に対して、9月3日に、立地地域と周辺地域との財源措置の適正化を、また 11 月 6 日に、その適正化の早期実現化のため、核燃料税に見合う財源と震災対策事業に見合う財源の措置を求める申入れを実施。

○中国電力からの申入れに対する回答（令和7年11月28日）

中国電力が、上記の申入れに対して、核燃料税及び島根県の震災対策事業を算定基礎とした広範な事業に充当できる財源措置を定常的に行うことを提案。

知事、米子市長、境港市長は議会に諮ったうえで受け入れるかどうか判断する方針を示す。

○議会への予算案上程（令和7年12月）

県議会及び市議会に、中国電力からの提案に基づく予算案を上程。

→ 各々の議会審議を経て、中国電力からの提案に基づく予算案が可決される。

（県議会：12/22、米子・境港市議会：12/23）

○中国電力と新たな財源協力協定の締結（令和7年12月24日）

島根県 (30km 圏内人口：約 37.8 万人)	鳥取県 (30km 圏内人口：約 6.8 万人)
核燃料税 11.2 億円/年 ※ R 7～11 核燃料税見込み額を基礎に算定	[核燃料税基礎部分] 原子力防災対策事業 2 億円/年 (算定方法) $11.2 \text{ 億円/年} \times 18\% = 2 \text{ 億円/年}$
人件費 5 億円/年(上限) ※ R 7 年から措置	人件費 1.8 億円/年(上限)
島根半島震災対策事業 5 億円/年 (10 年間で 50 億円上限) ※ R 7 年から措置	[事業費部分] 弓ヶ浜半島震災対策事業 0.9 億円/年 (10 年間で 9 億円上限) (算定方法) $5 \text{ 億円/年} \times 18\% = 0.9 \text{ 億円/年}$
総額 21.2 億円	総額 4.7 億円

注：人件費以外の金額は一定期間の平均見込額であり、実績額等に基づき毎年度変動する。